

広島市障害者自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場として広島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催するため、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 相談支援事業（地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害者等に必要な支援を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業をいう。）の実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者の職員
- (3) 障害福祉サービス事業者の職員
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営)

第4条 協議会の議事を円滑に進めるため、委員の互選により、座長を置く。

2 協議会は、座長が召集する。

3 座長は、協議事項について必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害自立支援課において処理する。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成19年12月10日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。